

2024 年度

ひょうご人権総合講座 講義概要

主催：一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所

《目次》

■ 8月22日(木)	
人権総論【李嘉永】	3
病気と差別(HIV)【岡本学】	3
■ 8月29日(木)	
部落問題①(総論)【内田龍史】	4
部落問題②(歴史)【宮前千雅子】	4
■ 9月5日(木)	
部落問題③(現状)【北川真児】	5
部落問題④(行政・啓発)【柴原浩嗣】	5
■ 9月19日(木)	
在日外国人①(制度)【韓検治】	6
在日外国人②(労働)【斉藤善久】	6
■ 9月26日(木)	
在日外国人③(在日コリアン)【郭辰雄】	7
在日外国人④(教育)【山本晃輔】	7
■ 10月3日(木)	
子ども①(子どもの権利条約)【曾我智史】	8
子ども②(虐待・ヤングケアラー)【北野真由美】	8
■ 10月17日(木)	
啓発・広報(ワークショップ)【神崎英徳】	9
障害者①(総論)【尾上浩二】	9
■ 10月24日(木)	
障害者②(自立生活の現状と歴史)【玉木幸則】	10
障害者③(精神障害)【高橋亮也】	10
■ 11月7日(木)	
ジェンダー①(総論)【守如子】	11
ジェンダー②(性的マイノリティ)【田中一步、近藤孝子】	11
■ 11月14日(木)	
ジェンダー③(性暴力)【福岡ともみ】	12
犯罪被害者支援【大岡由佳】	12
■ 11月28日(木)	
マイクロアグレッション【栗本敦子】	13
貧困【薮本郁】	13
■ 12月5日(木)	
ワークショップ【平田オリザ】	14
対人援助(ワークショップ)【西谷清美】	14
■ 12月12日(木)	
人権のまちづくり(災害)【津久井進】	15
フィールドワーク(神戸市内の被差別部落)	15

8月22日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	人権総論
講師	李嘉永(りかよん) / 近畿大学人権問題研究所准教授
講義タイトル	国際人権法と日本の人権状況
講義内容	日本国憲法上の基本的人権を概説したうえで、それらの権利に関わる国際人権法上の基礎的な制度的枠組み(国際連合を中心とする政治的機関と、人権条約に基づく履行監視制度)を紹介します。また、日本の人権状況が、国際人権法の機能によって、どのように変化したか、また、現在も残っている課題について考えます。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	病気と差別(HIV)
講師	岡本 学(おかもとがく) / 大阪医療センター医療福祉相談室医療ソーシャルワーカー
講義タイトル	HIV/AIDSは差別される病気なのか?
講義内容	① HIV/AIDSについての基礎知識について ② 「現代の奇病」「死の病」と言われた時代に起きたこと ③ 薬害 HIVについて ④ 今なお起きている、医療の問題、介護の問題、就労の問題、恋愛の問題、結婚の問題、妊娠・出産の問題、など、「HIV」というウイルスに感染をしたというだけで生じる問題について 自分の職場の同僚が、自分の友だちが、自分の家族が、ある日「HIVに感染していた」とわかった時に、どんなふうに一緒に過ごせる人でいられるのか、自分が感染していることが分かった時に、身近な人にはどんなであってほしいのか、一緒に考えてみましょう。

8月29日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	部落問題①(総論)
講師	内田 龍史(うちだりゅうし) / 関西大学社会学部教授
講義タイトル	部落問題入門
講義内容	本人権総合講座では、部落問題①～④と、フィールドワークを加えた5回にわたって部落問題を学ぶ機会が設けられている。本講は、それら部落問題を学ぶにあたっての入門編となっており、差別が生じるメカニズムや、部落問題の概説、理解のために必要な用語解説などを行う。あらゆる差別の撤廃に通じることはあるが、それらを通じて、部落差別の撤廃、部落問題の解決のためには、学習が不可欠であることを確認することにしたい。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	部落問題②(歴史)
講師	宮前 千雅子(みやまえちかこ) / 関西大学人権問題研究室委嘱研究員
講義タイトル	部落史に学ぶ 部落史から学ぶ
講義内容	部落史を学ぶということは、部落とは何かを明らかにすることです。また差別とは何なのかについて、深く洞察することでもあります。各時代の歴史的な資料をとおして、具体的な事象から歴史を知っていただく講座にしたいと思います。また、いま、さまざまところで重要視されている「交差性(インターセクショナルリティ)」の視点を重視し、部落問題とジェンダーとの絡まり合った課題として、部落女性の歴史の一端も紹介します。

9月5日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	部落問題③（現状）
講師	北川 真児（きたがわしんじ） ／部落解放同盟兵庫県連合会書記次長
講義タイトル	部落差別をめぐる現状と課題
講義内容	<p>2016年の「部落差別解消推進法」の施行後、兵庫県内ではたつの市をはじめ8市町で部落差別解消条例・人権条例が制定されてきました。</p> <p>またインターネット上の差別書き込みをモニタリングする自治体も県内すべての自治体で実施されていますが、悪質な部落差別事件は後を絶ちません。</p> <p>本講義では、近年おこっている部落差別の事例を具体的に紹介しながら、差別の確信犯が登場してきている現代の部落差別の現れ方や、根強い「寝た子を起こすな」論をどう克服していくのかを考え、これからの部落問題学習の在り方、人権教育・啓発の課題について提起します。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	部落問題④（行政・啓発）
講師	柴原 浩嗣（しばはらこうじ）／一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事
講義タイトル	同和行政・人権行政
講義内容	<p>「部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」と国の同和対策審議会答申で言われ、同和行政として国や地方自治体において様々な施策が行われてきました。そして、今は人権行政の中で同和行政を進める時代に入っています。これまでの同和行政によって被差別部落の実態や差別意識も改善されてきましたが、いまだ部落問題は解決していません。それでは、これからどのような行政施策が求められているのでしょうか。</p> <p>この科目では、次のことを皆さんと考えていきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 同和行政とはどのような行政でしょうか。2. 人権行政とはどのような行政でしょうか。3. 同和行政と人権行政とはどのような関係にあるのでしょうか。4. これからの人権行政はどのようなことが求められているのでしょうか。 <p>これらのことを考えることで、部落問題の解決と人権尊重の社会づくりのために、行政職員として、企業や団体の一員として、そして市民として、私ができることを見つけていきたいと思えます。</p>

9月19日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	在日外国人①（制度）
講師	韓 検 治（はんこむち）／弁護士（兵庫県弁護士会）
講義タイトル	在日外国人の法的地位と権利義務の変遷・現状の課題
講義内容	<p>戦後から現在にかけて、在日外国人の数は増え続け、国籍国の多様化も大きく進みました。そうした中、在日外国人は、長らく管理の対象とされてきましたが、日本の少子高齢化、長期的な労働人口不足が進行する中、日本社会にとって在日外国人は管理対象ではなく、共に社会を構成するパートナーとして必要不可欠な存在となっています。日本の「内なる国際化」「多文化共生社会の実現・進展」は、「あるべき理想社会」ではなく、法制度面の内実を伴ったより現実的な社会システムとして整備・構築されるべき時期を迎えています。とはいえ、未だ出入国管理制度及びその運用実態には深刻な問題があり、また、住民として当然認められるべき諸権利が在日外国人住民には合理的な根拠なく認められていない現実があります。そこで、本講義は、日本の外国人政策の変遷を振り返りつつ現状の法制度の問題点を整理し、将来の取り組みに向けた課題を共有する機会としたいと思います。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	在日外国人②（労働）
講師	齊藤 善久（さいとうよしひさ） ／神戸大学大学院国際協力研究科准教授／神戸移民ユニオン執行委員長
講義タイトル	技能実習制度から育成就労制度へ
講義内容	<p>厚生労働省は昨年（2023年）、日本における外国人労働者数が過去最高を更新したと発表しました。国籍別ではベトナムが最も多い約52万人で、全体の4分の1を占めます。一方、日本政府は深刻な人権侵害を引き起こしている外国人技能実習制度を廃止し、新制度として育成就労制度を創設する方向ですが、看板の掛け替えに過ぎないとの批判もあります。</p> <p>本講義では、技能実習制度の本質的問題は何だったのか、そして育成就労制度においてそれがどう改善されるのか（あるいは、改善されないのか）を、SNSを活用した在留ベトナム人労働者の支援活動などを通じて明らかになった問題状況の実際を紹介しながら説明し、抜本的な解決策を探ります。</p>

9月26日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	在日外国人③(在日コリアン)
講師	郭辰雄(かくちぬん) / 特定非営利活動法人コリア NGO センター代表理事
講義タイトル	在日コリアンから考える共生社会
講義内容	深刻化する少子高齢化のもとで、いま日本では「異次元の少子化対策」「入管法改定」「技能実習制度見直し」などさまざまな議論が出されています。このことは日本社会がこれまでの「単一民族国家」としてではなく、外国人をはじめとする多様なマイノリティをどのように受け入れ、共生社会を実現していくのかという問題が、もはや先送りできない状況になっていることを示しています。しかし一方では、いまだに外国人に対する差別は現存し、社会参画の権利も認められず、むしろ在日コリアンに対するヘイトスピーチ・ヘイトクライムは依然として深刻な問題としてあります。今回の講義ではこうした日本の現状を理解するために、主に在日コリアンと日本社会との関係に焦点をあてながら、日本の植民地主義、外国人への排外主義がどのようなものであったかという視点を踏まえつつ、日本社会が多民族・多文化共生社会を実現していくための課題について考えます。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	在日外国人④(教育)
講師	山本 晃輔(やまもとこうすけ) / 関西国際大学社会学部准教授
講義タイトル	在日外国人教育における排除と包摂
講義内容	本講義のテーマは、在日外国人教育における排除と包摂について検討することである。近年の外国人教育に関わる政策動向は、外国人を「包摂」する方向に進んでいる。とはいえ、そうした展開は部分的であるとともに、包摂が新しい排除を呼び込む、といった状況も見られる。また外国人教育は学校現場において「分掌」が担うものと扱われがちであり、学校全体の取り組みとして扱われることは少ない。以上のような問題意識のもと、外国人教育を考えるための基本的な観点や理論、現状について講義を行う。現存する外国人教育の排除について考えるとともに、包摂的な教育事例についても紹介する。

10月3日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	子ども①（子どもの権利条約）
講師	曾我 智史（そがさとし） ／弁護士・社会福祉士（日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員）
講義タイトル	子どもの権利条約を学ぶ
講義内容	2023年4月にこども家庭庁が発足し、2024年には日本が子どもの権利条約を批准してから30年となりました。子どもの権利擁護の実践は、ますます重要になっています。この講義では、子どもの権利条約を解説することにより、子ども支援のための基礎知識をお伝えいたします。また、子どもの権利をベースとした、子ども支援実践とは何かを考えていただくために、実践例をご紹介します。何らかの気づきを得ていただければ幸いです。

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	子ども②（虐待・ヤングケアラー）
講師	北野 真由美（きたのまゆみ）／特定非営利活動法人えんぱわめんと堺代表理事
講義タイトル	子どもの権利と虐待・ヤングケアラー
講義内容	今年、1994年に子ども権利条約が日本に批准されて30周年を迎える年です。子どもの権利条約の4つの一般原則“子どもの最善の利益”“差別の禁止”“子どもの参加”“生存と発達”に基づいて、こども基本法をもとに子ども家庭庁も動き出しています。この講座では、その子どもの権利をベースに、子どもの虐待やヤングケアラーの現状や課題を個人だけの問題では無く、社会全体の課題としてとらえたいと思っています。子どもの虐待としつけの違いは？、また子どもの虐待による子どもへの影響や課題、そしてヤングケアラーと家のお手伝いとは何がちがうのか？など子どもの支援や関わりについて、子どもとともに社会に生きるおとなとして、エンパワメントを大事にワークショップ（参加型学習）と取り入れながら何ができるかを考えます。

10月17日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	啓発・広報（ワークショップ）
講師	神崎 英徳（かんざきひでのり）／株式会社 PR リンク代表取締役
講義タイトル	参加、支援の輪を広げる共感の広報
講義内容	<p>情報が氾濫し、情報に目を留めてもらうことが難しい時代になりました。いい活動をしていても、伝わらなければ、活動への参加、支援の輪を広げることができません。</p> <p>ホームページコンテンツ、チラシやSNSに目に留めてもらい、目指す行動につなげていくには「伝え方（タイトル、コピー、レイアウト）」だけでなく、応援、共感につながる姿勢や、発信と行動の一致、ぶれない判断軸をベースに、切り口（企画）、ゴールやターゲット設定がつながっている（一貫している）ことが重要です。この講座では、行動につながる広報活動を行うために必要な考え方やスキルをお伝えします。</p> <p>また信頼や評判につなげていくためにはメディアを通じた情報発信が重要です。メディアに取り上げられるために欠かせないプレスリリースについて、素材と書き方の両面で作成するためのポイントについてもお伝えします。体感してもらうために簡単なワークショップも実施します。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	障害者①（総論）
講師	尾上 浩二（おのうえこうじ） ／DPI（障害者インターナショナル）日本会議副議長
講義タイトル	障害者の人権と共生社会
講義内容	<p>この10年余り、障害者に関する多くの法律が制定・改正されてきた。その背景には、2014年1月に批准した障害者権利条約がある。障害者権利条約は障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会（インクルーシブな社会）の実現を要請している。条約批准のために制定された障害者差別解消法も改正され、今年4月からは民間事業者の合理的配慮の提供も義務づけとなった。</p> <p>しかし、精神医療や地域での自立生活、インクルーシブ教育などに関して根本的な改善を求める勧告が出されている。</p> <p>長年、障害者運動に関わってきた立場から、自らの体験も交えて障害者運動の歴史、障害者権利条約と国連勧告、改正障害者差別解消法などを取り上げ、共生社会の実現に向けた課題を考えていきたい。</p>

10月24日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	障害者②（自立生活の現状と歴史）
講師	玉木 幸則（たまきゆきのり） ／一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事
講義タイトル	誰ひとり取り残されないまちづくり
講義内容	<p>2000年代に入り、障害福祉制度も措置から契約へと変わり、国連では、障害者権利条約が、制定されました。日本においてもこの条約を2014年に批准しました。この条約に伴い、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などが次々と整備されていきました。</p> <p>一方、2016年7月26日には、「相模原障害者殺傷事件」という障害者17名の命が奪われ、26名がたいへんな傷を負わされてしまった。これは、死刑判決が確定したものの、今もなお、何ら解決がされていない事件だと思っています。また、週に何回かは報道されている障害者虐待も一向に収束する気配もなく、差別されていたとしても差別だと気付いていない障害者もまだいるし、なかなか声を上げることができていない現状にあります。</p> <p>表面的には、誰ひとり取り残さないとか、地域共生社会とか言われていますが、本当にそのような社会になってきているのでしょうか。脳性マヒとともに生きてきた56年を振り返りながら、みなさんと考えていきたいです。</p>

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	障害者③（精神障害）
講師	高橋亮也（たかはしりょうや）／兵庫県精神医療人権センター代表
講義タイトル	精神医療と人権
講義内容	<p>2020年、神戸市西区の神出病院で長期にわたる入院患者虐待事件が発覚した。その後も、静岡県のふれいホスピタル、東京都の滝山病院をはじめ、精神病院での虐待事件の発覚が相次いでいる。なぜこのような事態が起きているのか。講義では、そもそも精神障害とは何か等の基礎的な事項をはじめ、精神障害者の処遇の変遷および現状、今日の国の施策等を明らかにし、障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりのために、私たちが取り組むべき課題について考える。</p>

11月7日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	ジェンダー①（総論）
講師	守 如子（もりなおこ）／関西大学社会学部教授
講義タイトル	ジェンダーとは何か
講義内容	<p>ジェンダー（社会的・文化的に作られた性差）とは、人が生まれて性別のレッテルを貼られた時点から、しつけ、遊び、学校、メディアなど、さまざまな日常生活の過程を通じて日々実践され、構築されるものである。何が「男らしく」何が「女らしい」のか、そして、男性と女性のライフスタイルのあり方は、時代によって変化してきた。講義の前半では、「男であること／女であること」「男性のライフスタイル／女性のライフスタイル」に関するさまざまな先入観や誤解を解きほぐしながら、ジェンダーとは何かを説明していく。</p> <p>講義の後半では、広告や広報に対する「炎上」を事例に、ジェンダー問題を再考していく。「炎上」とは、メディアの表現に対して、ネット上で批判が吹き荒れることを指すが、近年、広告や広報のジェンダー・バイアス（偏り）に対して、視聴者から批判が殺到し、その批判がさらに議論を巻き起こす事例が多くみられる。このような事例について検討することで、現代のジェンダー問題について考察を深める。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	ジェンダー②（性的マイノリティ）
講師	田中 一步（たなかいっぽ）、近藤 孝子（こんどうたかこ） ／にじいろ i-Ru（アイル）
講義タイトル	性の多様性から「じぶん」について考える ～誰もが排除されない社会をめざして 子どもたちとの出会いからみえてきたこと～
講義内容	<p>ボクたちにじいろ i-Ru（アイル）が2016年度から始めた4歳以上の子どもたち向けの出前講座では、子どもたちの中にある「性に対する意識・偏見・あたりまえ」がたくさん出てきます。そして、子どもたちといっしょに考えています。「性の在り方」「性の多様性」から「あたりまえ」「ふつう」ってなんやろう？そして自分について、近くにいる誰かについて。講座の中で子どもたちから出てくる「意識・偏見」は、大人に返さないといけないことがたくさんあります。お話しの中では、自身のこと、「性の在り方」「性の多様性」とは？また、子どもの講座での具体的なやり取りや見えてきたことをお話をします。</p>

11月14日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	ジェンダー③(性暴力)
講師	福岡 ともみ(ふくおかともみ) ／特定非営利活動法人性暴力被害者支援センター・ひょうご理事
講義タイトル	性暴力被害を打ち明けられとき～あなたにできること
講義内容	性暴力被害は被害者だけでなく周囲の人にも衝撃を与えます。被害を打ち明けられたら、自分自身が落ち着き相手のペースを尊重して話を聴くことです。初期対応が回復を左右するといっても過言ではありません。講義では、二次加害を防ぐために必要な①性暴力に対する無意識の偏見に気づく ②被害の心身への影響を理解する ③支援のための社会資源を知るの3点を軸にお話しします。予防教育としての包括的性教育、トラウマインフォームドケアにも触れます。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	犯罪被害者支援
講師	大岡 由佳(おおおかゆうか)／武庫川女子大学准教授
講義タイトル	犯罪被害者の置かれている状況とその支援
講義内容	犯罪被害者等が置かれてきた状況は、あまりに人権が軽視されるものでした。犯罪被害を被った当事者らが声を上げることで、犯罪被害者等基本法も施行され、とくにこの20年で変化はしてきました。しかし、それでも、犯罪被害者らは、加害者からの謝罪や賠償がされることもなく、国からも補償も絶対的に限られている状況にあります。精神的ショックに加えて、生活の課題が出てきても、それらをサポートする体制は十分ではありません。現在、サポート体制として、民間被害者支援団体のほかに、地方公共団体における犯罪被害者等のための総合的対応窓口がありますが、様々な課題が横たわっています。犯罪被害者の置かれている状況とともに、2024年に、その体制を見直す施策が発表されたことも含め、犯罪被害者の実態とその支援についてお話しします。

11月28日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	マイクロアグレッション
講師	栗本 敦子(くりもとあつこ) / Facilitator's LABO <えふらぼ>
講義タイトル	社会のあり方とマイクロアグレッション
講義内容	<p>「女性なのに数学得意なんてすごいね!」「黒人ならではのリズム感」「いまはもう差別なんてないよね」</p> <p>これらは「マイクロアグレッション」です。マイクロ(micro)=微小な、とイメージされがちですが、日常的に繰り返されることでダメージは蓄積され、深刻な影響を与えます。</p> <p>マイクロアグレッションの概念を紹介すると、「悪気なくいったのに差別になるなんて、何も言えなくなってしまう」といった反応もあります。たいていの場合、傷つけている側には悪意も自覚もなく、そのことが対応の難しさにもつながっています。</p> <p>重要なのは社会の構造であり、マジョリティのあり方です。わたしたち自身の中にあるマジョリティ性・マイノリティ性をふりかえりながら、マイクロアグレッションに向き合い、すべての人が尊重されるにはどうしたらよいのかを考えます。</p>

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	貧困
講師	猪本 郁(はしもとかおる) / NPO法人神戸の冬を支える会理事 / 社会福祉士
講義タイトル	「貧困」問題を考える
講義内容	<p>「貧困」問題の解決に何が必要か、どんな施策があり、どんな課題があるのか、そもそも「貧困」とはどういうことなのかを、実際の事例や現場の取組から考えていきたいと思います。</p> <p>貧困問題と関係ないように思われることにも貧困問題が横たわっていることが多くあります。犯罪と貧困問題は関係があるのか?また、ホームレス問題は、以前は福祉の現場でも貧困問題として捉えられず差別的な取扱い、人権侵害行為が当然のように行われ、今もそれは変わっていません。なぜ、そんなことになるのか。支援の法律ができて問題が解決しないのはなぜなのか。生存権保障の最後のセーフティネットとされる生活保護制度の課題は何なのか、いろんな角度から検討していきます。</p>

12月5日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	ワークショップ
講師	平田 オリザ（ひらたおりざ）／劇作家・演出家、芸術文化観光専門職大学学長
講義タイトル	わかりあえないことから
講義内容	<p>21世紀に入り、人権の問題は複雑化しています。これまでの人権教育の活動には敬意を表しながら、善と悪を二分化しないあたらしい時代に合った人権教育、コミュニケーション教育が求められていることも事実です。</p> <p>今回のワークショップでは、コミュニケーションゲームなどを通じて、わかりあえないことから出発する異文化理解の事例を紹介し、偏見や差別が少しでも少なくなるための方策を考えていきたいと思います。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	対人援助（ワークショップ）
講師	西谷 清美（にしたにきよみ） ／四国学院大学社会福祉学部教授／四国学院大学専門学校学長
講義タイトル	ほんとに私でいいの？
講義内容	<p>援助関係の成立に必要とされる援助者の対等性や利他性、他者理解や自己実現性等をテーマに、ソーシャルワークを含む社会福祉分野の相談業務に欠かせない援助者としての視点や知識、態度、ならびに対話のためのスキルや援助を展開するためのスキル、マネジメントスキル等の対人援助技術について、ロールプレイやシミュレーション等を活用して演習形式で学びます。</p>

12月12日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	人権のまちづくり（災害）
講師	津久井 進（つくいすすむ）／弁護士（兵庫県弁護士会）
講義タイトル	災害ケースマネジメントと人権
講義内容	<p>災害は、一人ひとりの人権に危険を及ぼし、人権を傷付けるものです。したがって、災害復興は、人々の人権を回復させるプロセスと言い換えることもできます。災害ケースマネジメントは、災害に遭った被災者を制度に押し込めるのではなく、一人ひとりの被災者のニーズに合わせて官民連携して寄り添いながらオーダーメイドで支援する仕組みです。具体的な事例を通じて、被災者支援のあり方を考えていきましょう。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	フィールドワーク
講師	部落解放同盟の地元支部の方々
講義タイトル	神戸の被差別部落
講義内容	<p>神戸市長田区には、兵庫県内で最も大きな被差別部落があります。元は小さな村でしたが、神戸の人口増加とともに、政策的に「貧民」の集住地とされたことから、地区が巨大化していくことになりました。また、1901年、湊川が部落の山手に移設されたことにより、洪水に見舞われやすい地域になってしまいました。こうしたこと背景には、近代神戸の発展（産業の隆盛、人口増加）が密接に関わっていました。</p> <p>また、この地域は1995年の阪神淡路大震災で大きな被害を受けました。未曾有の震災のなかでも人々の差別意識が露呈する事象が起こっています。</p> <p>今回は、地元の方とともに湊川の流れて歩きながら、被差別部落の歴史と現状を学びます。</p> <p>※2時限目は現地集合になります。1時限目の会場から現地集合場所への移動時間は15～20分程度です。</p>

